

公の施設 調査票

公の施設の名称	芦屋市立体育館・青少年センター
所在地	芦屋市川西町15番3号
施設概要	競技場, 剣道場, 柔道場, 弓道場, 控室, 多目的室, 大会議室, 会議室, 研修室, 音楽室, 多目的研修室
業務概要	(1)施設の利用受付に関する業務 (2)施設全般の管理運営に関する業務 (3)建物, 附属設備及び備品の維持管理業務 (4)施設を活用した事業の実施(指定管理者の自主事業) (5)事業報告書等関係書類の提出 (6)芦屋市及び委員会の主催等の行事について (7)その他
所管課名	社会教育部スポーツ推進課

指定管理者の名称	S&N スポーツマネジメント芦屋	
これまでの指定	指定開始	平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)
	2回目	平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)
	3回目	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)
今回評価を行う期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日(2年間)	
指定管理者制度導入前の運営管理方法	業務委託	
指定管理者制度導入による効果と課題	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の縮減 ・権限の委譲・現場の判断による素早い対応 ・専門性に特化した事業の推進
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕に対する考え方の相違 ・他団体・地域との連携 ・利用者からの問い合わせ等窓口の一本化
備考		

公の施設 調査票

公の施設の名称	川西運動場
所在地	芦屋市川西町14番17号
施設概要	グラウンド 付属設備：放送設備，スコアボード，ラインカー，サッカーゴール，少年野球用ベース，グラウンド整備用品
業務概要	(1)施設の利用受付に関する業務 (2)施設全般の管理運営に関する業務 (3)建物，付属設備及び備品の維持管理業務 (4)施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業） (5)事業報告書等関係書類の提出 (6)芦屋市及び委員会の主催等の行事について (7)その他
所管課名	社会教育部スポーツ推進課

指定管理者の名称	S&N スポーツマネジメント芦屋	
これまでの指定	指定開始	平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)
	2回目	平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)
	3回目	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)
今回評価を行う期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日(2年間)	
指定管理者制度導入前の運営管理方法	業務委託	
指定管理者制度導入による効果と課題	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の縮減 ・権限の委譲・現場の判断による素早い対応 ・専門性に特化した事業の推進
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕に対する考え方の相違 ・他団体・地域との連携 ・利用者からの問い合わせ等窓口の一本化
備考		

公の施設 調査票

公の施設の名称	東浜公園庭球場
所在地	芦屋市浜風町2番1号
施設概要	テニスコート：2面
業務概要	(1)施設の利用受付に関する業務 (2)施設全般の管理運営に関する業務 (3)建物、附属設備及び備品の維持管理業務 (4)施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業） (5)事業報告書等関係書類の提出 (6)芦屋市及び委員会の主催等の行事について (7)その他
所管課名	社会教育部スポーツ推進課

指定管理者の名称	S&N スポーツマネジメント芦屋	
これまでの指定	指定開始	平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)
	2回目	平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)
	3回目	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)
今回評価を行う期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日(2年間)	
指定管理者制度導入前の運営管理方法	業務委託	
指定管理者制度導入による効果と課題	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の縮減 ・権限の委譲・現場の判断による素早い対応 ・専門性に特化した事業の推進
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕に対する考え方の相違 ・他団体・地域との連携 ・利用者からの問い合わせ等窓口の一本化
備考		

公の施設 調査票

公の施設の名称	西浜公園庭球場
所在地	芦屋市潮見町2番1号
施設概要	テニスコート：2面
業務概要	(1)施設の利用受付に関する業務 (2)施設全般の管理運営に関する業務 (3)建物、附属設備及び備品の維持管理業務 (4)施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業） (5)事業報告書等関係書類の提出 (6)芦屋市及び委員会の主催等の行事について (7)その他
所管課名	社会教育部スポーツ推進課

指定管理者の名称	S&N スポーツマネジメント芦屋	
これまでの指定	指定開始	平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)
	2回目	平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)
	3回目	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)
今回評価を行う期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日(2年間)	
指定管理者制度導入前の運営管理方法	業務委託	
指定管理者制度導入による効果と課題	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の縮減 ・権限の委譲・現場の判断による素早い対応 ・専門性に特化した事業の推進
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕に対する考え方の相違 ・他団体・地域との連携 ・利用者からの問い合わせ等窓口の一本化
備考		

公の施設 調査票

公の施設の名称	芦屋中央公園有料公園施設
所在地	芦屋市若葉町1番1号
施設概要	野球場：照明設備，放送設備，スコアボード 芝生広場
業務概要	(1)施設の利用受付に関する業務 (2)施設全般の管理運営に関する業務 (3)建物，附属設備及び備品の維持管理業務 (4)施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業） (5)事業報告書等関係書類の提出 (6)芦屋市及び委員会の主催等の行事について (7)その他
所管課名	社会教育部スポーツ推進課

指定管理者の名称	S&N スポーツマネジメント芦屋	
これまでの指定	指定開始	平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)
	2回目	平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)
	3回目	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)
今回評価を行う期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日(2年間)	
指定管理者制度導入前の運営管理方法	業務委託	
指定管理者制度導入による効果と課題	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の縮減 ・権限の委譲・現場の判断による素早い対応 ・専門性に特化した事業の推進
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕に対する考え方の相違 ・他団体・地域との連携 ・利用者からの問い合わせ等窓口の一本化
備考		

指定管理者の調査票

名 称	シンコースポーツ兵庫株式会社（代表企業）
所 在 地	兵庫県神戸市中央区御幸通四丁目2番20号
設立年月日	平成28年4月1日
設 立 目 的	<p>体を動かす充実感，やり遂げる達成感，人とのふれあい…</p> <p>スポーツは様々な体験を通じて人生を楽しむ心を与えてくれます。</p> <p>全ての人が安全で快適にスポーツを楽しめるよう，その環境を整え，スポーツを通じて，兵庫県内の人と街の活性化，いきいきと健康的なコミュニティづくりに貢献したいと考えています。</p>
代 表 者 名	代表取締役 石崎 克己
役 員 構 成	<p>代表取締役 石崎 克己</p> <p>専務取締役 石崎 健太</p> <p>常務取締役 川浪 優</p> <p>取 締 役 津花 師営</p> <p>監 査 役 平松 正己</p>
備 考	

指定管理者の調査票

名 称	日本管財株式会社（構成企業）
所 在 地	兵庫県西宮市六湛寺9番16号
設立年月日	1965年10月27日
設 立 目 的	建物管理を通じて、安心安全な環境を提供する社会的使命及び地域社会への貢献を目的として設立する。
代 表 者 名	代表取締役社長 福田 慎太郎
役 員 構 成	代表取締役会長 福田 武 代表取締役社長 福田 慎太郎 専務取締役 安田 守 専務取締役 徳山 良一 専務取締役 高橋 邦夫 常務取締役 原田 康弘 常務取締役 赤井 利生 常務取締役 大原 嘉昭 取締役 城野 茂 取締役 天野 健二 取締役 若松 雅弘 取締役 松浦 秀隆 取締役 森本 和彦 取締役（監査等役員） 小南 博司 取締役（監査等役員） 山下 義郎 取締役（監査等役員） 小菅 康太 取締役（監査等役員） 乾 新悟
備 考	